



JAPAN AUTOMOTIVE HALL OF FAME

特定非営利活動法人

日本自動車殿堂定款

制定 平成 13 年（2001） 11 月 14 日

改定 平成 18 年（2006） 4 月 23 日

改定 平成 27 年（2015） 6 月 20 日

特定非営利活動法人

日本自動車殿堂定款

第1章 総 則

(名称)

この法人は、特定非営利活動法人日本自動車殿堂という。英名は、**Committee of Japan Automotive Hall of Fame**、法人の略称を**JAHFA**（ジャファ）という。

(事務所)

第1条 この法人は、主たる事務所を東京都中野区新井三丁目4番5号に置く。

(目的)

第2条 この法人は、日本における自動車産業・学術・文化の発展に関与し、自動車社会の構築に貢献した人々の偉業の顕彰、国産名車の顕彰、当該年次のイヤー賞選考と表彰を行い、これらを各種情報手法により公表し、展示を行う。斯くして「自動車とその文化」の史実および社会的意義を永く後世に伝承し、先人・先達の「心と知と技」を次代の青少年や向学の志を持つ者に伝えて創造性を啓発し、豊かな自動車社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第3条 この法人は、目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る前条に関わる活動
- (2) 青少年等の健全育成を図る前条に関わる活動
- (3) 文化、芸術またはスポーツの振興を図る前条に関わる活動

(事業の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業の施行に努める。

- (1) 自動車産業、自動車に関わる学術および自動車文化の発展に貢献した人々の偉業を顕彰し、日本自動車殿堂者（殿堂入り）として表彰
- (2) 歴史に位置づけられる国産名車を選定し、日本自動車殿堂歴史車として顕彰

- (3) 当該年次の優れた国産乗用車、輸入車、デザイン、テクノロジーに関するイヤー賞を設定し、開発グループ等と共に表彰
- (4) 機関誌やインターネットなどの情報発信を主体にして、博物館や特定の場所への展示
- (5) 次代を担う青少年、研究者、社会人などへの自動車の歴史とその文化の伝承、啓発と教育

第2章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種・4会員とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員は、この法人を賛助する個人（特別会員）および 組織（法人会員、団体会員）

(入会)

第6条 会員は、次に掲げる手続きを経なければならない。

- (1) 会員として入会しようとする者および組織は、入会申込書により申し込む
- (2) 会長は前項の申し込みがあったときは、正会員の場合は別に定める規程に基づく審査と所定の手続きを経て入会を認める

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 組織が解散したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡、もしくは失踪宣言を受けたとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該正会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の抛出品は、返還しない。

第3章 役員等

(種別および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事7人
 - (2) 監事1人
- 2 理事のうち1人を会長とする。
- 3 会長を補佐する若干名の副会長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になる

ことができない。

- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、理事会において代行会長を指名し、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事もしくは正会員の業務執行の状況を監査する
 - (2) この法人の財産の状況を監査する
 - (3) 監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告する
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集する
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事会において意見を述べる

(任期等)

第 16 条 役員任期は 3 年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第 20 条 会長もしくは理事会の求めに応じて助言を行うために、複数名の顧問を置くものとする。

- 2 顧問は理事会が選任し、会長が招請委託を行う。
- 3 顧問に職務上の権限は無く、無報酬とし任期も特に定めない。

第 4 章 会 議

(種別)

第 21 条 この法人の会議は、総会および理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任または解任、職務等
- (6) 会費の額
- (7) 借入金その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (8) 事務局の組織および運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
 - (3) 監事が 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 3 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときはその日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時場所、目的等を開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、総会において特段に承認を得た議題はその限りではない。

- 2 総会の議事は、この定数に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等とする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 鉛鉾の規定により表決した正会員は、前 2 条の適用については出

席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を、作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、総会議長および総会において選任された議事録署名人 1 名が記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 31 条 理事会は、理事を持って構成する。

(理事会の権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 33 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号の場合にはその日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を

記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに、通知しなければならない。但し、急を要するときはこの限りではない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、理事会において特段に承認を得た議題はその限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事会総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、会長およびその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名、押印または署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(管理)

第 41 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 43 条 この法人の会計は、次の通りとする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業計画

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および予算)

第 45 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前提の規定に係らず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の

予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみす。

(予備費)

第 47 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第 48 条 予算成立後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正することができる。

(事業報告および決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨時の措置)

第 50 条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他、新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産

(6) 轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、社会福祉事業法第22条に規定する社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 広告の方法

(広告の方法)

第55条 この法人の広告は、法人のインターネットに記載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するための事務局を設置する。

(職員)

第57条 事務局には、事務局長および職員を置くことができる。

(組織および運営)

第58条 事務局担当理事は、会長が選任する。事務局の組織および運営に関し必要な事項は総会の議決を経て会長が定める。

第10章 雑則

(細則)

第 59 条 この定款の施行について必要な規程並びに細則は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規程にかかわらず、この法人の成立の日から平成 14 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規程にかかわらず、この法人の成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。正会員は年額 8,000 円、賛助会員は年額 1 口 8,000 円以上とする。
- 6 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 45 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 7 この定款は平成 18 年 4 月 23 日に改定、以後これにより施行する。
- 8 この定款は平成 27 年 6 月 20 日に改定、以後これにより施行する。

NPO 法人 日本自動車殿堂

<http://www.jahfa.jp>

〒165-0026 東京都中野区新井 3-4-5

■事務局① 中野スタジオ

連絡先 小口泰平

E-mail : oguchi@jahfa.jp

〒165-0026 東京都中野区新井 3-4-5

TEL & FAX : 03-3385-0223

■事務局② 三樹書房内

連絡先 小林謙一、山田国光

E-mail : k-kobayashi@mikipress.com

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-30

TEL : 03-3295-5398 / FAX : 03-3291-4418
